

公衆浴場における構造設備基準等

令和5年2月改正

該当部分	公衆浴場法(法)、公衆浴場法施行規則(規)、盛岡市公衆浴場法施行条例(条)、盛岡市公衆浴場法施行細則(細)		衛生管理要領、通知等
設置基準	条3	<p>【一般公衆浴場を設置する場合】</p> <p>既存の一般公衆浴場からの直線距離（浴場本屋間）が 350m 以上であること。ただし、次の一般公衆浴場を除く。</p> <p>(1) 温泉法に規定する温泉で、浴槽の注入口における自然温度が 25℃以上の温泉を使用するもの</p> <p>(2) 都市計画法の事業により移転し、移転後 1 年以内に従前の形態で設置するもの</p> <p>(3) 営業の全部の停止が引き続き 1 年以上のもの</p> <p>(4) 既設の一般公衆浴場を従前の営業形態のまま承継して経営するもの</p> <p>(5) 既設の一般公衆浴場で、老朽又は火災滅失したものの営業者が、営業廃止後 6 ヶ月以内に、その場所に従前の形態で設置するもの</p>	
	条 附則2	<p>【その他の公衆浴場で浴槽を設けるものを設置する場合】</p> <p>平成 19 年 12 月 18 日時点で営業許可を受けている一般公衆浴場から、直線距離で 350m以上であること。ただし、次の「その他の公衆浴場」は 350m以内でも設置可能。</p> <p>(1) 工場・事業場・学校等がその従業員又は学生等の福利厚生施設として経営するもの</p> <p>(2) 温泉法に規定する温泉で、浴槽の注入口における自然温度が 25℃以上の温泉を使用するもの</p> <p>(3) 国又は地方公共団体若しくは社会福祉法人が経営し対価を徴収しないで入浴させるもの</p> <p>(4) 都市計画法の事業により移転し、移転後 1 年以内に従前の形態で設置するもの</p>	

該当部分	公衆浴場法(法)、公衆浴場法施行規則(規)、盛岡市公衆浴場法施行条例(条)、盛岡市公衆浴場法施行細則(細)		衛生管理要領、通知等
設置基準		(5) 営業の全部の停止が引き続き1年以上の「一般公衆浴場」に近接して設置するもの (6) 従前の営業形態のまま承継して経営するもの (7) 老朽又は火災滅失したものの営業者が、営業廃止後6ヶ月以内に、その場所に従前の形態で設置するもの (8) 一般公衆浴場の入浴料金(430円)の5倍以上(2,150円以上)を徴収するもの	
脱衣室 ※	条4-1-(1)	換気、採光のための窓又はこれに代わる設備	
※	条4-1-(2)	照明は床面において150ルクス以上	
	条4-1-(4)	脱衣、着衣に支障のない程度に保温	
	条4-1-(5)	入浴者数に応じた適当な広さ	広さは毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1㎡×1.5以上が望ましい ※毎時最大浴場利用人員……概ね平均人員の2倍 20……着脱衣、休憩等に要する時間(分) 1.1㎡……入浴者1人当たりの衣服の着脱等に要する面積 1.5……脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積
	条4-1-(6)	衣類等保管用の戸棚又は容器	脱衣かごの数は毎時最大浴場利用人員×50/60以上が望ましい ※50……浴場利用時間(分)
※	条4-1-(7)	浴室との境界は、見通しができる材料	
※	条4-1-(8)	便所は男女脱衣室から出入りできる場所に各1個以上	窓又は換気設備、流水式手洗い設備
	条4-1-(25)	外部から見通しができないようにすること	
※	条4-1-(26)	男女ごとに設け、12歳未満を除き男女別に利用させ、その境界には、見通しのできない障壁	
			床面は耐水性材料 洗面設備 洗濯機を設ける場合は、専用の排水口
浴室 ※	条4-1-(1)	換気、採光のための窓又はこれに代わる設備	
※	条4-1-(2)	照明は床面において150ルクス以上	

該当部分	公衆浴場法(法)、公衆浴場法施行規則(規)、盛岡市公衆浴場法施行条例(条)、盛岡市公衆浴場法施行細則(細)		衛生管理要領、通知等
浴室	条4-1-(3)	浴槽内に温度計を備え付け、浴場は適温を保ち、温度調節設備を設けること	
	条4-1-(9)	洗い場の側壁高さ1mまでの部分、床及び浴槽は耐水性材料	
	条4-1-(10)	洗い場には傾斜を施し、ふた付汚水溝を設け、浴用に供した湯水が屋外の下水溝に自然に流れ出るようにすること	概ね 1.5/100 以上の適当な勾配
※	条4-1-(11)	洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上	広さは毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1㎡×1.5以上が望ましい ※20……洗い場使用時間(分) 1.1㎡……入浴者1人当たりの洗い場使用面積 1.5……通路等に要する面積の係数
※	条4-1-(12)	給湯、給水栓は、適当な数を0.7m以上の間隔	給湯、給水栓の数は毎時最大浴場利用人員×20/60以上が望ましい ※20……洗い場使用時間(分) 給湯、給水栓の中心点との距離が90cm程度が望ましい
※	条4-1-(13)	相当数の洗い桶・一人掛け用の腰掛け	
※	条4-1-(14)	浴槽面積は1.6㎡以上、浴槽の縁の高さは概ね0.05m以上	広さは毎時最大浴場利用人員×10/60×0.7㎡×1.2、縁の高さは15cm以上が望ましい ※10……浴槽使用時間(分) 0.7㎡……入浴者1人当たりの浴槽使用面積 1.2……浴槽内の踏段、注(湯水)口等に要する面積の係数
	条4-1-(25)	外部から見通しができないようにすること	
※	条4-1-(26)	男女ごとに設け、12歳未満を除き男女別に利用させ、その境界には、見通しのできない障壁	
			天井は適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないようにする 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に直接接触しない構造 給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあっては、その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示 使用済みのカミソリ等を廃棄するための容器 シャワー設備を設ける場合は、湯の温度を調節できるもの

該当部分	公衆浴場法(法)、公衆浴場法施行規則(規)、盛岡市公衆浴場法施行条例(条)、盛岡市公衆浴場法施行細則(細)		衛生管理要領、通知等																					
浴室			立位で使用するシャワー設備を設ける場合は、シャワー水が浴槽及び入浴者にかからないよう、十分な距離又はカーテン等 屋外には洗い場を設けない 露天風呂を設ける場合、浴槽に付帯する通路等には脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造 電気浴器を設ける場合は電気用品取締法に基づく型式承認を受けたもの																					
湯水	条4-1-(15) 入浴に十分な量とし、かつ、汚濁しないようにすること 条4-1-(16) 浴槽に直接に注入する温水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓(シャワーその他これに類するものを含む。)から供給する温水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、別に定める基準(細5)に適合 細5 レジオネラ属菌 10CFU/100ml 未満(冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法によって行う検査による)	連日使用型循環浴槽の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入れ替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと ※ 条4-1-(18) 浴槽(連日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合は、浴室を十分清掃すること 条4-1-(24) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること 条6 条例4-1-(16)の水質基準についての検査を行うこと ・連日使用型循環浴槽の湯水は1年に2回以上 ・その他の浴槽等の湯水は1年1回以上(シャワー水も含む) ※営業開始後、1ヶ月以内に1回目の検査を行ってください。	「公衆浴場における水質基準等に関する指針」より <table border="1" data-bbox="1214 555 2123 912"> <thead> <tr> <th></th> <th>原湯(水)、上り用湯(水)</th> <th>浴槽水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色度</td> <td>5度以下*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>2度以下</td> <td>5度以下*</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>pH値 5.8~8.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>過マンガン酸カリウム消費量</td> <td>10mg/L 以下*</td> <td>25mg/L 以下*</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群</td> <td>不検出(50mL 中)</td> <td>1個/mL 以下</td> </tr> <tr> <td>レジオネラ属菌</td> <td>不検出(10cfu/100mL 未満)</td> <td>不検出(10cfu/100mL 未満)</td> </tr> </tbody> </table> *：温泉水又は井戸水を使用する場合、適用しないことができる		原湯(水)、上り用湯(水)	浴槽水	色度	5度以下*	—	濁度	2度以下	5度以下*	水素イオン濃度	pH値 5.8~8.6	—	過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L 以下*	25mg/L 以下*	大腸菌群	不検出(50mL 中)	1個/mL 以下	レジオネラ属菌	不検出(10cfu/100mL 未満)	不検出(10cfu/100mL 未満)
	原湯(水)、上り用湯(水)	浴槽水																						
色度	5度以下*	—																						
濁度	2度以下	5度以下*																						
水素イオン濃度	pH値 5.8~8.6	—																						
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L 以下*	25mg/L 以下*																						
大腸菌群	不検出(50mL 中)	1個/mL 以下																						
レジオネラ属菌	不検出(10cfu/100mL 未満)	不検出(10cfu/100mL 未満)																						

該当部分	公衆浴場法(法)、公衆浴場法施行規則(規)、盛岡市公衆浴場法施行条例(条)、盛岡市公衆浴場法施行細則(細)		衛生管理要領、通知等
湯 水	条6-2	水質検査により汚染が判明した場合は、市長に届け出ること ※汚染がなくても、検査後は、検査結果をメール、FAX等で報告してください。	
気泡発生装置等	条4-1-(19)	連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと	
	条4-1-(20)	空気取入口から土ほこりが入らないようにすること	
循環ろ過装置	条4-1-(21)	ヘアキャッチャー（集毛器）の設置	ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に設ける 毎日清掃が可能な構造
	条4-1-(22)	循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと	ろ材は逆洗浄が容易にできるもの
			ろ過能力は1時間当たり浴槽の容量以上 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造 循環湯（水）が浴槽の底部に近い部分から補給される構造（誤飲・エアロゾルの発生の防止） 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置（ろ過器内での生物膜形成の防止） オーバーフロー水を浴用に再利用しない これにより難しい場合には、回収槽は地上式とし、循環系とは別に回収槽内の水が消毒できる設備を設ける
貯湯槽	条4-1-(23)	浴槽に直接に注入する温水（摂氏 60 度以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く）を貯湯槽に滞留させないこと	放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備
蒸気熱気砂等を用いる場合	条5-1-(1)	蒸気等に対する安全装置を設け、適温を保持	温度調節設備 利用基準温度の表示、温度計（必要に応じ湿度計も）の設置 室内に非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設ける
	条5-1-(2)	シャワー、上がり湯の設備又は適当な浴槽	サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓 1.5/100 以上の適当な勾配、排水口

該当部分	公衆浴場法(法)、公衆浴場法施行規則(規)、盛岡市公衆浴場法施行条例(条)、盛岡市公衆浴場法施行細則(細)		衛生管理要領、通知等
その他			浴室、脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に1か所以上の飲料水を供給する設備 必要に応じ、休息のための場所（休憩室）を設ける 娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合は、入浴施設と明確に区分
入浴拒否	法4	営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない	
	規5	療養のために利用される公衆浴場で、次に掲げる場合は、都道府県知事の許可を受けて、法4に規定する患者（以下「患者」という。）を入浴させることができる。 一 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第四条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合 二 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合	
行為の 制 止	法5-2	浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為する入浴者に対する制止	

※ は適用除外規定があるもの

措置基準適用除外の申請について

盛岡市公衆浴場法施行条例第4条第1項に定められている措置基準について、衛生上及び風紀上支障がない場合において保健所長の承認を得たときは、条例第4条第2項により、その一部を適用除外することができます。措置基準の適用除外申請を行うことができる基準は、次のとおりです。

なお、申請の際には、適用除外を受けようとする理由を具体的に記載して頂く必要があります、その内容によっては、不承認となる場合がありますので、留意してください。

号数	基準項目 条文	対象浴場	
		一般※	その他
2	脱衣室及び浴室の照明は、床面において常に150ルクス以上の照度とすること。 (※脱衣室と洗い場は適用除外できません。)	—	○
7	脱衣室と浴室との境界は、見通しができるような材料を用いること。	—	○
8	入浴者用便所は、男女脱衣室から出入りできる場所にそれぞれ1個以上設け、常に清潔に保つこと。	—	○
11	洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。	○	○
12	給湯栓及び給水栓は、入浴者数に応じた適当な数を、0.7メートル以上の間隔で設けること。	○	○
13	洗い場には、相当数の洗いおけ及び1人掛け用の洗い腰掛けを備え付け、常に清潔にしておくこと。	—	○
14	男女用ともそれぞれ、浴槽の面積は1.6平方メートル以上とし、浴槽の縁の高さはおおむね0.05メートル以上とすること。	○	○
18	浴槽（連日使用型循環浴槽を除く。）の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合においては、浴室内を十分に清掃すること。	○	○
26	脱衣室及び浴室は、男子用及び女子用に区別して設け、かつ、12歳未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通しのできない障壁を設けること。	—	○

※「一般」とは、自然温度が摂氏25度以上の温泉を使用する一般公衆浴場を指します。）